

# 平成 29 年度札幌市がん対策普及啓発キャンペーン事業 業務委託仕様書

## 1 委託業務名

平成 29 年度札幌市がん対策普及啓発キャンペーン事業

## 2 背景

札幌市は平成 29 年度を計画始期とした「札幌市がん対策推進プラン」(以下、「プラン」という。)を策定し、がん予防・早期発見・がん患者等への支援を重点施策としている。

プランの推進には、市民が、がんに関する正しい知識を持ち、がん予防・早期発見に取り組むとともに、事業所が従業員の受動喫煙を防止することや、がん検診を受診しやすい環境を整えること、がんに関しても治療と就労を両立できる環境を整えることなど、事業所からの様々な協力が必要である。

## 3 目的

- 市民が、がんに関する正しい知識に基づきがん予防・早期発見に取り組むこと。
- 事業所が、受動喫煙防止対策、がん検診受診環境の整備、がん罹患者への就労環境の整備等、札幌市が推奨するがん対策に取り組むこと。

## 4 業務委託の内容

### (1) 市民向けの普及啓発

#### ア 啓発内容

- ・がん予防

たばこの害・禁煙外来の効果・「子育て世帯の禁煙外来受診促進事業※」  
(※当該事業参加者には事前に広報活動への協力に同意している者がいる。)

- ・早期発見・早期治療

がん検診に関する正しい知識(科学的根拠に基づく検診の大切さ)

#### イ 啓発媒体

- ・テレビ・ラジオのスポット CM や番組等でのパブリシティ(札幌市にて過去に作成したテレビ CM コンテンツを活用することも可能)

- ・新聞広告、SNS 等のインターネットの活用等

#### ウ 実施方法

企画提案後、決定した内容に基づき実施すること。

### (2) 事業所向け講演会の運営全般

会場費、講師謝礼、講師旅費、当日配布資料作成・印刷、広告費(広報印刷物のデザイン・印刷含む)、参加者受付、当日受付及び講演会進行、アンケート調査票の作成・集計等、運営全般において、受託者が行う。

(3) その他自由企画

(4) 報告書の作成及び委員会での結果報告

平成 29 年 12 月初旬までに報告書を作成のうえ、12 月開催予定の委員会にて報告すること。その際に次年度に向けた提案を盛り込むこと。

## 5 企画内容の留意点

(1) がん予防・がん検診の重要性を札幌市民に強く訴える内容とすること。

(2) 対象のがん検診と対象者

- ・胃がん 40 歳以上の男女
- ・大腸がん 40 歳以上の男女
- ・肺がん 40 歳以上の男女
- ・子宮頸がん 20 歳以上の女性
- ・乳がん 40 歳以上の女性

(3) 特定のがんの部位に特化せず、がん検診全般を対象とすること。

ただし、CM 制作する場合において、演出上特定の部位を取り上げることは妨げない。その場合は、上記(2)のがん検診の中から取り上げること。

(5) がん検診は無自覚無症状の方が対象者であることに留意し、企画すること。

(6) がん患者の方やご家族・友人等をがんで亡くされた遺族の方が、不快な思いをされるような表現・演出の使用は控えること。

## 6 成果物と納品について

(1) 成果物

ア 制作物のデータ一式

イ 実施報告書

(2) 納品場所

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階  
保健福祉局保健所健康企画課 担当 八鍬

## 7 業務履行期間

契約締結の日から平成 29 年 12 月 31 日まで

## 8 業務処理責任者

(1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

(2) 業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。

(3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

## 9 実施計画書及び業務日程表

受託者は、契約締結後すみやかに業務実施計画書及び業務日程表を作成し、委託者の承認を得ること。

## 10 委託者との協議等

- (1) 本業務の実施にあたって、業務処理責任者は委託者との連携を密とし、適宜協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 業務処理責任者は、委託者と協議又は打合せをした場合は、その内容及び連絡事項を適切に記録し、相互に確認するものとする。

## 11 完了報告

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了報告書及びその成果物を委託者に提出しなければならない。

## 12 個人情報の保護

受託者は、本業務を処理するにあたって個人情報を取扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

## 13 著作権等の取扱

成果物に関する著作権等一切の権利は委託者に帰属するものとする。

なお、成果物は業務履行期間後も委託者の事業において使用するため、企画、出演者、デザイン、音楽等の権利関係を調整すること。

## 14 その他

契約金額には、必要経費一切を含むものとする。

## 別記 個人情報取扱注意事項

### 第1条（個人情報を取り扱う際の基本事項）

受託者はこの契約による業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

### 第2条（責任体制の整備）

受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### 第3条（守秘義務）

受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

### 第4条（再委託）

受託者は、本委託業務を第三者へ委託（再委託）してはならない。

### 第5条（個人情報の管理）

受託者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で嚴重に個人情報を保管すること。
- 二 札幌市（以下「委託者」という。）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 事前に委託者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- 六 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

### 第6条（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

受託者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、委託者に無断で第三者へ提供してはならない。

## 第7条（個人情報の返還又は廃棄）

- 1 受託者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還しなければならない。
- 2 受託者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

## 第8条（事故時の対応）

- 1 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

## 第9条（契約解除）

- 1 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

## 第10条（損害賠償）

受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。